

第14回 大垣市民大賞

—15人 7団体の皆さんが受賞—

市は、学術・芸術・文化・体育などのあらゆる分野で、優れた功績を挙げた大垣にゆかりのある人や団体を奨励するため、「大垣市民大賞」を贈呈しています。

受賞の栄誉に輝いたのは、次の皆さんです＝敬称略＝。

【学術・芸術・文化】

- ▷山口愛加（地図）▷学校法人平野学園清凌高等学校 佐藤百恵・小川瑞歩（ファッション）
- ▷三輪諒輝（作文）▷岡田尚士（凶画）▷大橋美咲（ものづくり）

【体育】

- ▷杉林りな（アーチェリー）▷佐野邦子（ソフトテニス）▷中村悦子（卓球）▷川満千乃（フェンシング）▷佐久間忠（フェンシング）▷市野泰地（陸上）

- ▷サンメッセ(株)アーチェリー部（アーチェリー）▷花みずき（ゲートボール）

【その他】

- ▷高崎可帆（研究発表）▷大橋未来（研究発表）▷小川純奈（研究発表）▷河合真梨子（研究発表）▷甲斐美有（創作料理）▷大垣東高等学校華道部（生け花）▷大垣工業高等学校放送部（放送）▷大垣商業高等学校簿記部（簿記）▷特定非営利活動法人くすくす（子育て）

国民年金保険料は お得な納付方法で!!

国民年金保険料を前納したり、口座振替で納付したりすると、支払方法に応じて保険料が割引されます。

口座振替による「2年前納」制度に加え、今年4月から新たにクレジットカードと現金納付による「2年前納」制度も始まります（下表のとおり）。

詳しくは、大垣年金事務所（☎78-5166）へ。

2年前納制度	納付方法	申込期限	手続き場所
	口座振替	2月末日	金融機関または年金事務所
	クレジットカード		年金事務所
	現金	4月上旬まで	年金事務所

期限内に申請手続きを！ 臨時福祉給付金（経済対策分）

低所得者に対する国の暫定的・臨時的措置として支給する「臨時福祉給付金（経済対策分）」の申請受付を2月6日（月）から行っています。期限は8月7日（月）までです。

対象となる可能性がある人には2月上旬に申請書類などを郵送しましたので、手続きをお願いします。



給付対象者

基準日（平成28年1月1日）に大垣市に住民票があり、平成28年度の市民税（均等割）が課税されていない人。ただし、平成28年度の市民税（均等割）が課税される人に扶養されている人や生活保護制度の被保護者などは対象となりません。

なお、基準日の翌日以降に転入された人は、基準日に住民票があった市町村が申請窓口になります。

支給額

給付対象者1人につき1万5千円を支給します。

とき・ところ

① 2月6日（月）から5月8日（月）まで

【申請場所】市民会館 2階大会議室 3（平日の午前8時30分～午後5時15分）

※2月18・19日の土・日曜日には臨時受付を実施

※期間中、市役所本庁舎には申請会場を設けていません

※上石津・墨俣地域事務所、上石津地域の各支所、各市民サービスセンターでも受付可

② 5月9日（火）から8月7日（月）まで

【申請場所】社会福祉課窓口

①・②の期間を通じて、郵送による申請も可

問合せ

平日の午前8時30分～午後5時15分に、臨時福祉給付金専用コールセンター（☎47-7953）へ。

※2月18・19日の土・日曜日でも対応しています

税の申告は自分で作成してお早めに!!

申告期限は、所得税及び復興特別所得税、贈与税、市・県民税、個人事業税が3月15日、消費税及び地方消費税が3月31日です。申告が必要な人は、下表のとおりです。

期限間近になると、申告会場は混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませてください。なお、市役所の駐車場は正面のほか、北側駐車場もご利用ください。

税の種類	申告会場	申告が必要な主な人	備考	問合せ
所得税及び復興特別所得税	・市民会館 3階大会議室	・事業をしている人、地代や家賃収入がある人、土地や建物を売却した人などで所得金額の合計金額から所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が配当控除額を上回る人 ・給与の年収が2,000万円を超える人や、給与を2か所以上から受けていて年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得と退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人など	※公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の年金所得者は、確定申告は不要です ※申告義務がない人でも、医療費控除や寄附金控除などを申告することで、税が還付になる場合があります	大垣税務署 （☎78-4101）
消費税及び地方消費税		・原則として、個人事業者で、課税期間（平成28年中）の基準期間（平成26年中）における課税売上高が1,000万円を超える人	—	
贈与税		・原則として、贈与を受けた財産の価格の合計額が110万円を超える人	—	
市・県民税	【主会場】 ・市役所 4階大会議室	・営業、農業、不動産などの所得があった人（外交員業含む） ・給与所得がある人で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない人 ・各種控除の申告を希望する人（生命保険料控除、医療費控除、寄附金税額控除など） ・国民健康保険や遺族年金・障害年金などの各種手続きのために申告が必要な人	※平成29年1月1日現在、住所を有する市町村へ申告してください ※所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です ※年金所得者で確定申告が不要な人でも、年金以外の所得がある場合は、市・県民税の申告は必要です	

《個人事業税について》 所得税および復興特別所得税の確定申告書や市・県民税の申告書を提出する人は、申告する必要はありませんが、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」欄を記入してください。詳しくは、西濃県税事務所（☎73-1111、内線252）へ。